



(1) 前回までの審議内容

財政収支見通し P1

現料金体系を維持した場合の財政収支見通し

事業計画

将来にわたって、市民の皆様へ安全・安心な水道水をお届けすることができるよう、「水道ストックマネジメント計画」「新水道耐震化プラン」等に基づき、事業を推進する。

純損失

令和5年度に純損失発生見込み

内部留保資金

令和11年度に内部留保資金枯渇見込み

水道事業の基盤強化に向けた取組と課題

取組

■ 経費削減の取組のさらなる推進

- ・ 統廃合事業
 - ・ 広域化の取組(予定)
 - ・ 給水区域の見直し(予定)
 - ・ 水道工事分担金の見直し(予定)
 - ・ 工事の工法や材料の変更
 - ・ 計画や事業内容の精査
 - ・ 施設規模の最適化
- ……など

○特に給水区域縮小を考慮する地域



給水区域の見直し

課題

- 上記を推進する一方で、減価償却費や資産減耗費など、削減できない経費が多くを占めている。
- 現料金体系では給水収益の増加は見込めない

料金改定を踏まえた、水道事業の経営健全化が必要

料金水準および 料金改定における基本的な考え方について



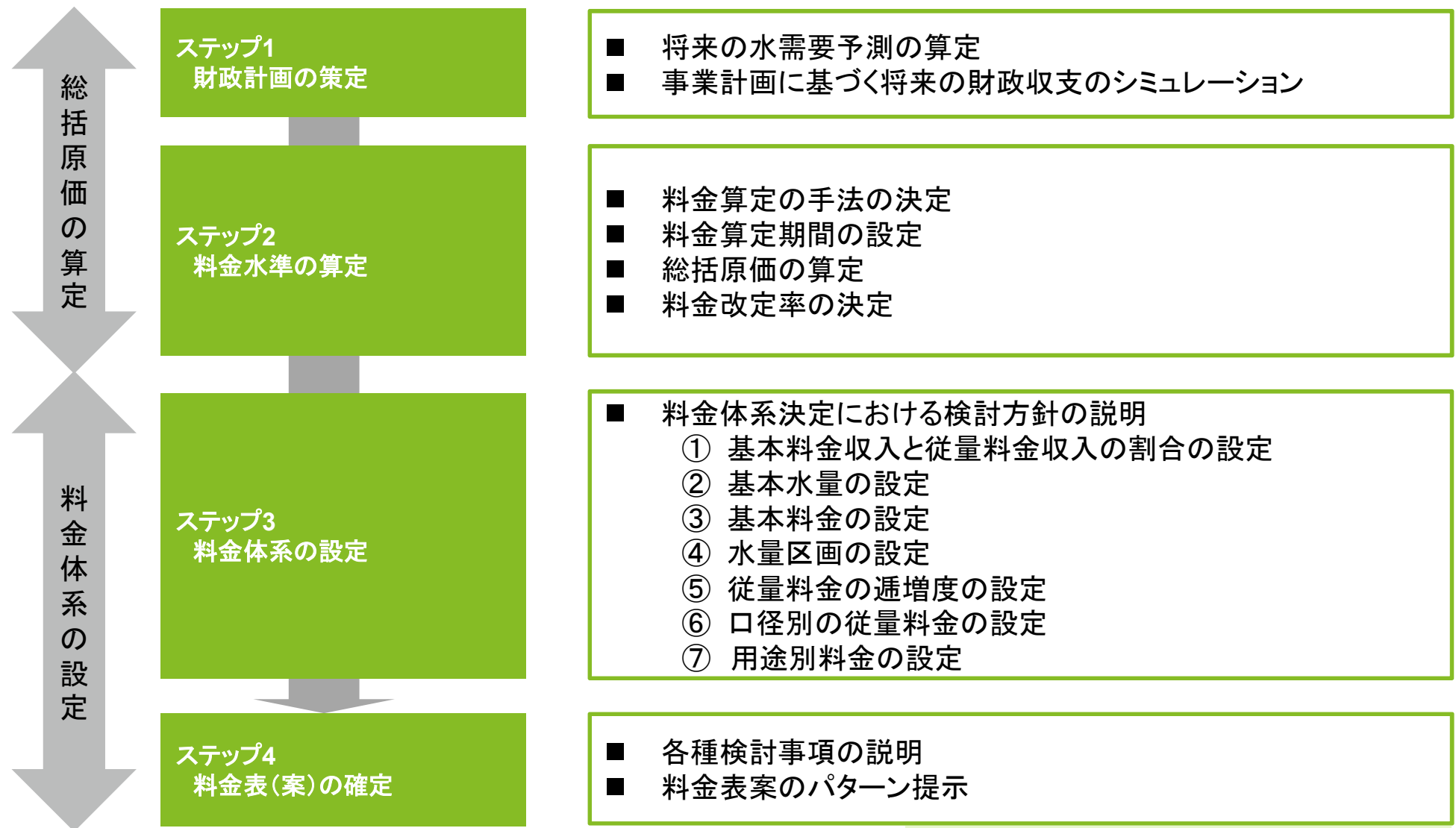
①料金制度の概要について	 P3
②現行料金体系の分析について	 P10
③財政収支見通しについて	 P21
④料金水準について	 P27
⑤料金改定案の考え方	 P32

① 料金制度の概要について

① 料金制度の概要について

水道料金の一般的な算定フロー

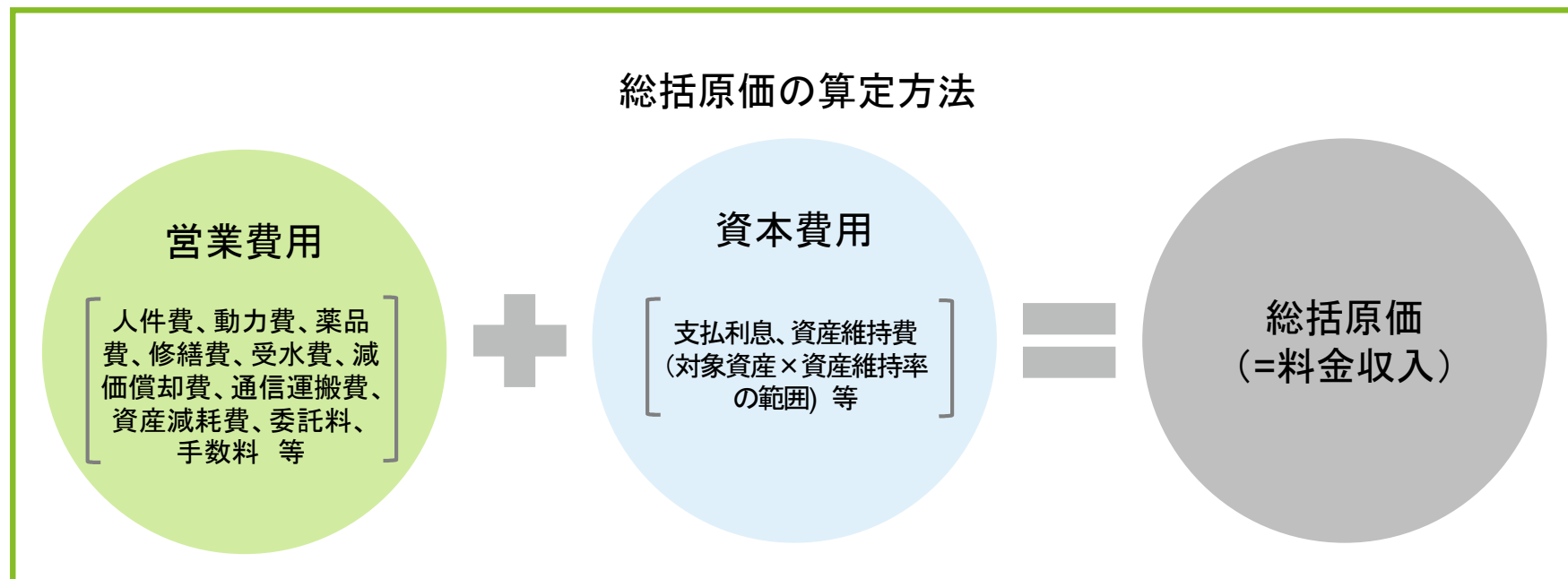
水道料金については、まず、料金で賄うべき総括原価を算定して、必要な改定率を算出します。その後総括原価を分解して一定の方法で使用者に総括原価を配賦し、基本料金と従量料金を算出します。



① 料金制度の概要について

総括原価の算定方式と基本的な考え方

- まず、料金で賄うべき総括原価を算定して、必要な改定率を算出します。その後、総括原価を分解して、基本料金と従量料金を算出します。
- 総括原価は、事業活動に必要な【営業費用】と、施設の計画的な改修・更新等に必要な【資本費用】を合わせた費用です。
- 料金収入の総額が総括原価と一致するような料金設定することが理想的であると考えられます。
- しかしながら、多くの事業体では将来の投資費用を含む原価を料金収入で確保できていない状況にあります。

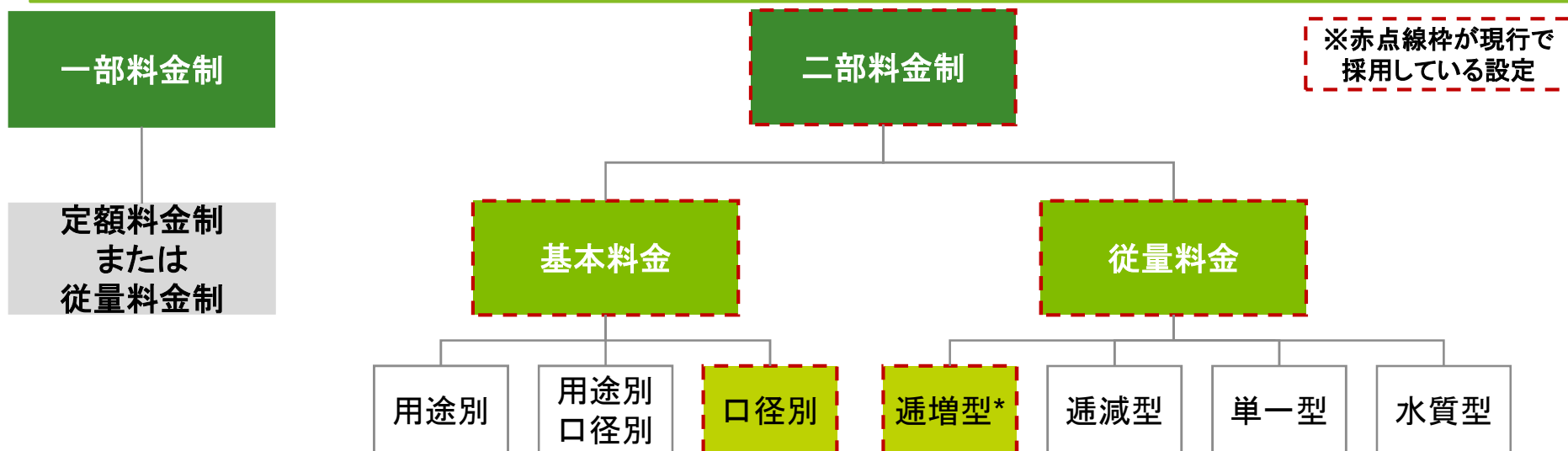


① 料金制度の概要について

水道料金制度の概要

- 水道の使用水量の有無に関係なく、いつでも安全でおいしい水を供給できる体制を維持するため、固定的にかかる経費(「**基本料金**」)と、使用した水量に応じて必要となる経費(「**従量料金**」)から構成される「**二部料金制**」を採用している事業体が一般的と言えます。
- 水道料金制度は事業体によって異なり、豊田市は二部料金制のうち、**基本料金は口径別、従量料金は逓増型**を採用しています。

- 料金の構成には、定額料金制または従量料金制のいずれかである一部料金制、基本料金と従量料金から成る二部料金制、そして特約制度*などがありますが、水道では二部料金制を採用しているケースが多くなっています。
※特約制度:一括メーター方式(複数戸が1個のメーターを設置)の共同建築物等の各戸使用者と、各戸メーター方式(1戸が1個のメーターを設置)の建築物使用者との料金負担の均衡を図る制度。マンションやアパートなどの共同建築物等の水道料金計算で用いられます。
- 基本料金については、用途もしくは口径によって異なる料金設定とし、それぞれ用途別、口径別料金体系と呼び、それらを併用しているものもあります。
- 従量料金については、使用水量に応じて単価が変動するもの(逓増・逓減)と単一のものがあります。



※逓増型:使用水量が多くなるにつれて、料金単価が高くなる料金体系

① 水道料金制度の概要について 料金体系の具体的な検討事項

一般に、料金体系決定においては以下の7点が検討事項となります。

⑦用途別料金の検討		②基本水量		①基本料金と従量料金の収入割合	
				(1ヶ月:税抜)	
口径	基本料金	従量料金単価 (/m³)			
13mm	790円	1～20m³	81円		
20mm	890円	21～40m³	161円		
		41～60m³	241円		
25mm	2,380円	61m³～	311円		
30mm	4,150円	1～40m³	161円		
		41～60m³	241円		
40mm	8,210円	61m³～	311円		
50mm	12,200円	1～60m³	241円		
75mm	30,400円	61m³～	311円		
100mm	61,010円				
150mm	177,180円	1m³～	311円		
③口径別基本料金		⑤水量区画		④従量料金の逡増度(最低従量単価) ⑥口径別の従量料金	

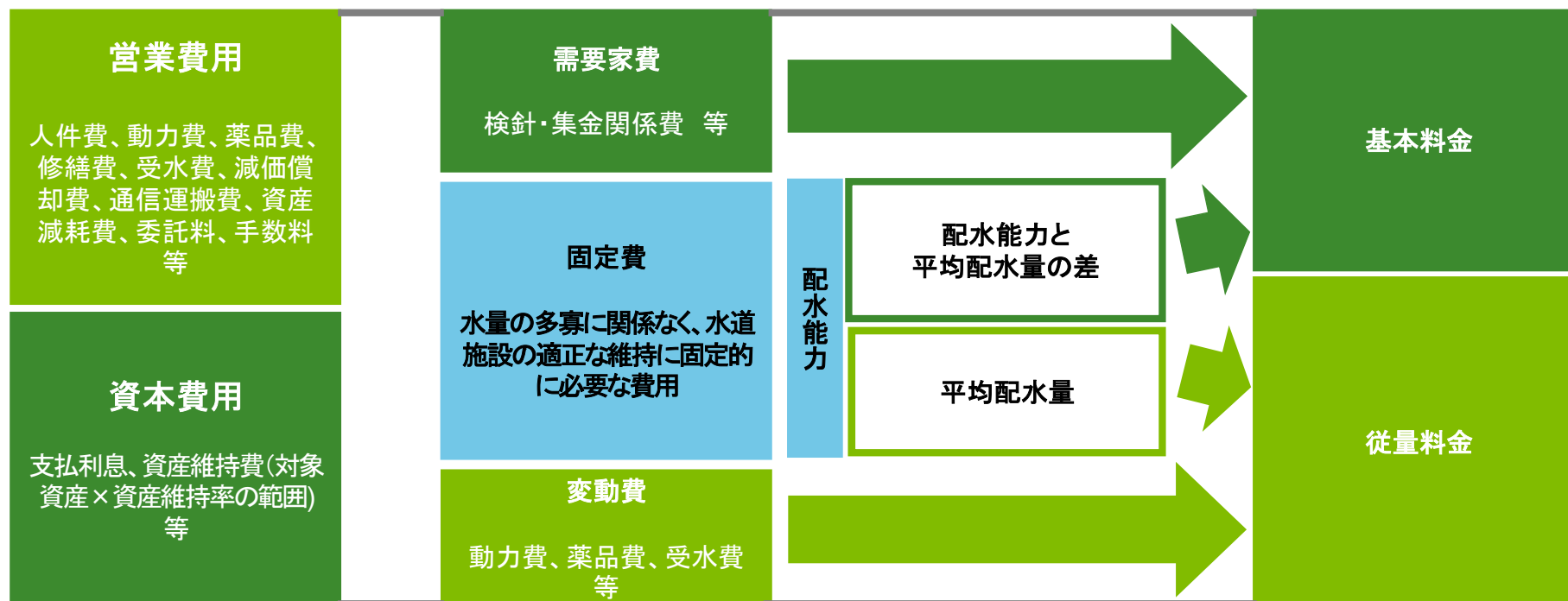
① 料金制度の概要について

基本料金と従量料金の割合

総括原価の費用は「需要家費」「固定費」「変動費」に分解された後、基本料金及び従量料金に配分されます。このうち、固定費は基本料金と従量料金に按分されますが、固定費の按分方法は「水道料金算定要領」で例示されている方法で検討します。

※豊田市の現料金体系における割合

固定費按分方法	基本料金割合	従量料金割合
浄水施設能力に対する平均給水量の割合で従量料金に按分	25.6%	74.4%



※上記は水道料金算定要領の
一手法を図示しています。

① 料金制度の概要について 料金体系の概要

「水道料金算定要領」では、基本料金と従量料金の割合や、口径別の基本料金単価等の算定方法が示されています。また、従量料金は単一型の算定が示されています。なお、基本水量や従量料金の水量区画等の設定方法は示されておらず、用途別料金の算定方法も示されていません。

検討項目	考え方
①基本料金収入と従量料金収入の割合の設定	費用を分解し、費用項目に応じて基本料金と従量料金に配賦
②基本水量の設定	付与する料金体系の場合は、漸進的に解消するものとされ、算定方法は示されていない
③口径別基本料金単価の設定	- 口径別の基本料金単価を設定 - 費用項目、水量等に応じて口径毎に費用を配賦し、単価を設定
④従量料金の逦増度の設定(最低従量単価)	単一型を原則とすることが示されている。なお、具体的な算定方法は示されていないが、逦増型の給水事情に応じて許容されている。
⑤従量料金の水量区画の設定	単一型を原則としている。逦増型(逦減型)を前提とした水量区画の設定方法は示されていない。
⑥口径別の従量料金の設定	単一型を原則としている関係で、算定方法は示されていない。
⑦用途別料金の設定	口径別を原則としている。ただし、具体的な算定方法は示されていないが、使用形態に応じて例外的な設定をすることも認められている。

② 現行料金体系の分析について

② 現行料金体系の分析について 料金体系の具体的な検討事項(再掲)

一般に、料金体系決定においては以下の7点が検討事項となります。

⑦用途別料金の検討	②基本水量	①基本料金と従量料金の収入割合	(1ヶ月:税抜)
口径	基本料金	従量料金単価(/m ³)	
13mm	790円	1~20m ³	81円
20mm	890円	21~40m ³	161円
25mm	2,380円	41~60m ³	241円
30mm	4,150円	61m ³ ~	311円
40mm	8,210円	1~40m ³	161円
50mm	12,200円	41~60m ³	241円
75mm	30,400円	61m ³ ~	311円
100mm	61,010円	1~60m ³	241円
150mm	177,180円	61m ³ ~	311円
		1m ³ ~	311円
③口径別基本料金		⑤水量区画	④従量料金の逡増度(最低従量単価) ⑥口径別の従量料金

② 現行料金体系の分析について 本市の水道料金体系

本市の水道料金体系は下記の通りです

(1ヶ月:税抜)

口径	基本料金	従量料金単価 (/m ³)	
13mm	790円	1～20m ³	81円
20mm	890円	21～40m ³	161円
25mm	2,380円	41～60m ³	241円
30mm	4,150円	61m ³ ～	311円
40mm	8,210円	1～40m ³	161円
50mm	12,200円	41～60m ³	241円
75mm	30,400円	61m ³ ～	311円
100mm	61,010円	1～60m ³	241円
150mm	177,180円	61m ³ ～	311円
		1m ³ ～	311円

(計算例) 20口径で、2か月の使用水量が50m³の場合

基本料金	890円 × 2か月 = 1,780円
従量料金	1m ³ ～40m ³ まで 81円 × 40m ³ = 3,240円 41m ³ ～50m ³ まで 161円 × 10m ³ = 1,610円 従量料金計 4,850円
合計	6,630円
消費税(10%)	663円
請求額	7,293円

② 現行料金体系の分析について

現行の料金体系設定時の方針(平成9年度豊田市水道事業審議会答申より)

前回改定時の基本的な考え方(主なものを抜粋)

改定率

平均改定率 18.39%

一般家庭の 負担を抑制

- 一般家庭における標準口径を20mmにすることとしており、その普及を図るため、口径20mmの基本料金を引き下げた。
- 水量料金は、口径別に4段階以内に区分を変更し、一般家庭等、25口径以下の小口使用者の料金単価は、20m³まで水量原価の2分の1程度に低減した。
- 料金格差は4倍以内を方針とした。(H9改定では、3.875倍)
- 既設13口径の基本料金は、将来にわたり100円を減額することを決定

② 現行料金体系の分析について

(参考) 他団体比較において対象としている団体は以下の通りです

比較他団体一覧

※本市の類似団体及び近隣団体計5市を対象

※料金の比較は全て令和2年7月時点の料金体系をもとに実施

※参考：対象他団体は全て税抜表示している

対象他団体（合計5団体）	
	一宮市 春日井市 刈谷市 岡崎市 豊橋市

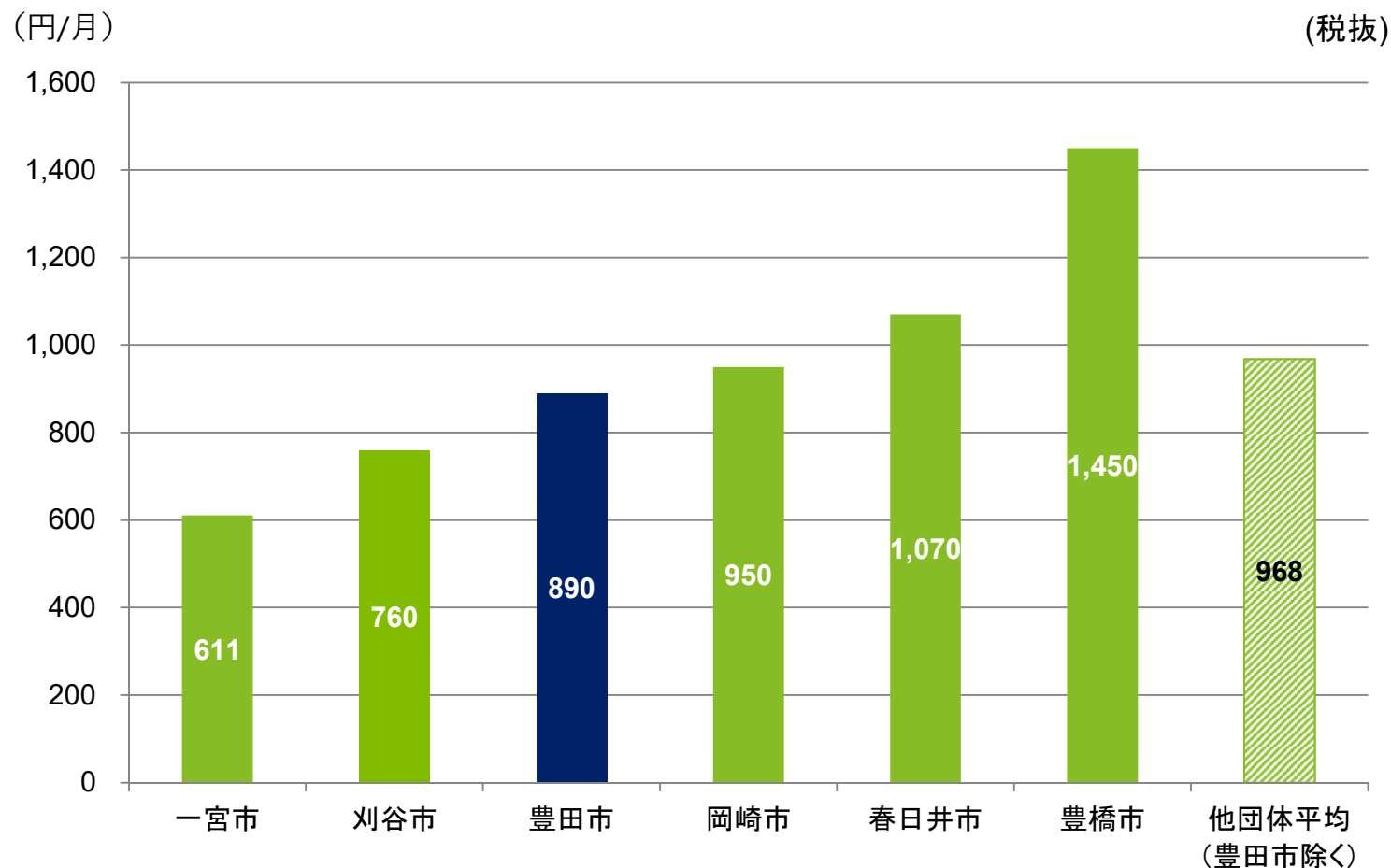
他団体比較のまとめ

項目	内容
基本料金	20口径の基本料金は他団体に比べて3番目に低い水準にあり、他団体平均に比べて約9%低くなっています 13口径の基本料金は他団体に比べて高い水準にあり、平均に比べて36%高くなっています 基本料金は、20口径を除いた口径において、他団体平均を上回っています
従量料金	従量料金の逡増度（※）は比較した他団体の中で4番目に低く、他団体平均6.0に対し3.8です

※ 逡増度の計算式は、（最高従量料金単価）÷（最低従量料金単価）を採用

② 現行料金体系の分析について (参考) 基本料金その他団体比較(20口径)

20口径の基本料金は、比較した他団体の中位にあり、平均に比べて約9%低くなっています

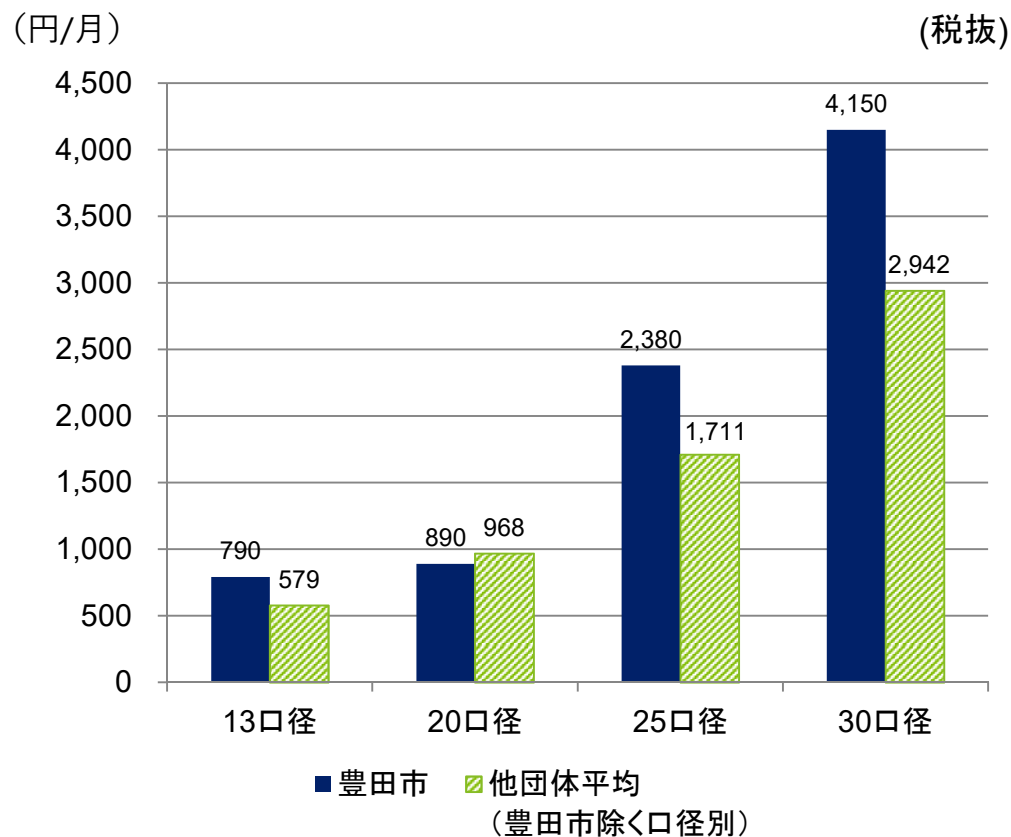


※ 基本水量の設定のある団体(一宮市)においては、上記の基本料金で基本水量までの使用が可能である一方、基本水量の設定のない団体においては使用量に応じて別途従量料金が発生します

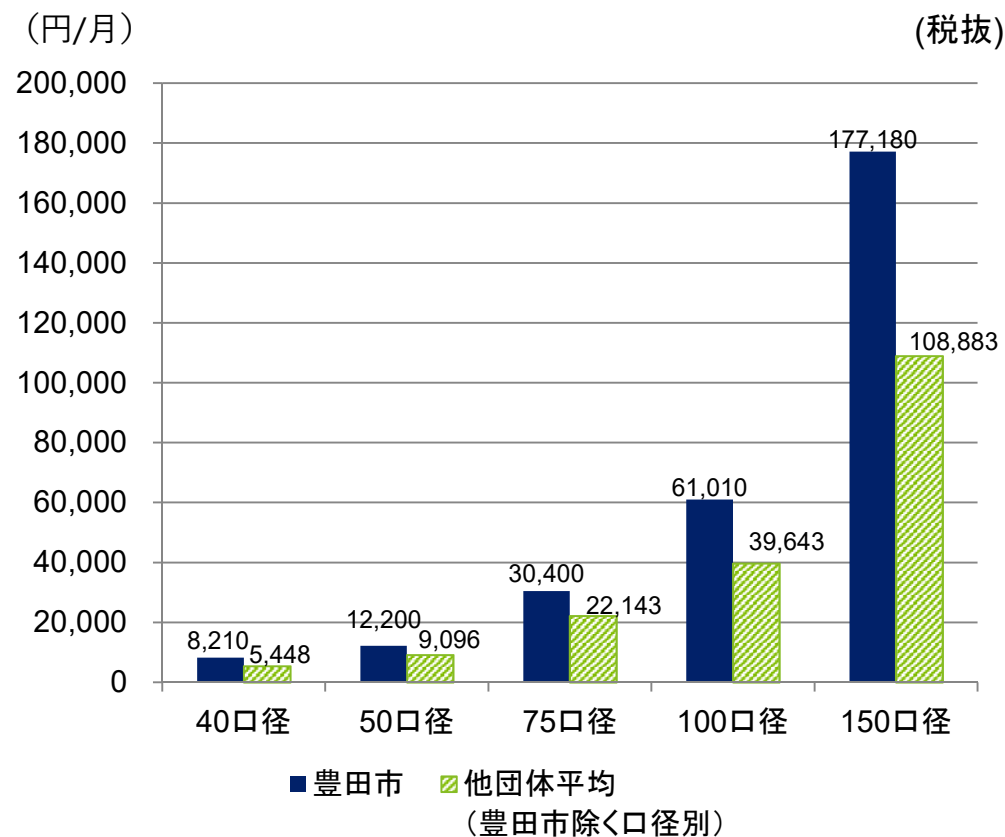
② 現行料金体系の分析について (参考) 基本料金その他団体比較

基本料金は、20口径を除いた口径において比較した他団体平均よりも高くなっています

13口径から30口径まで



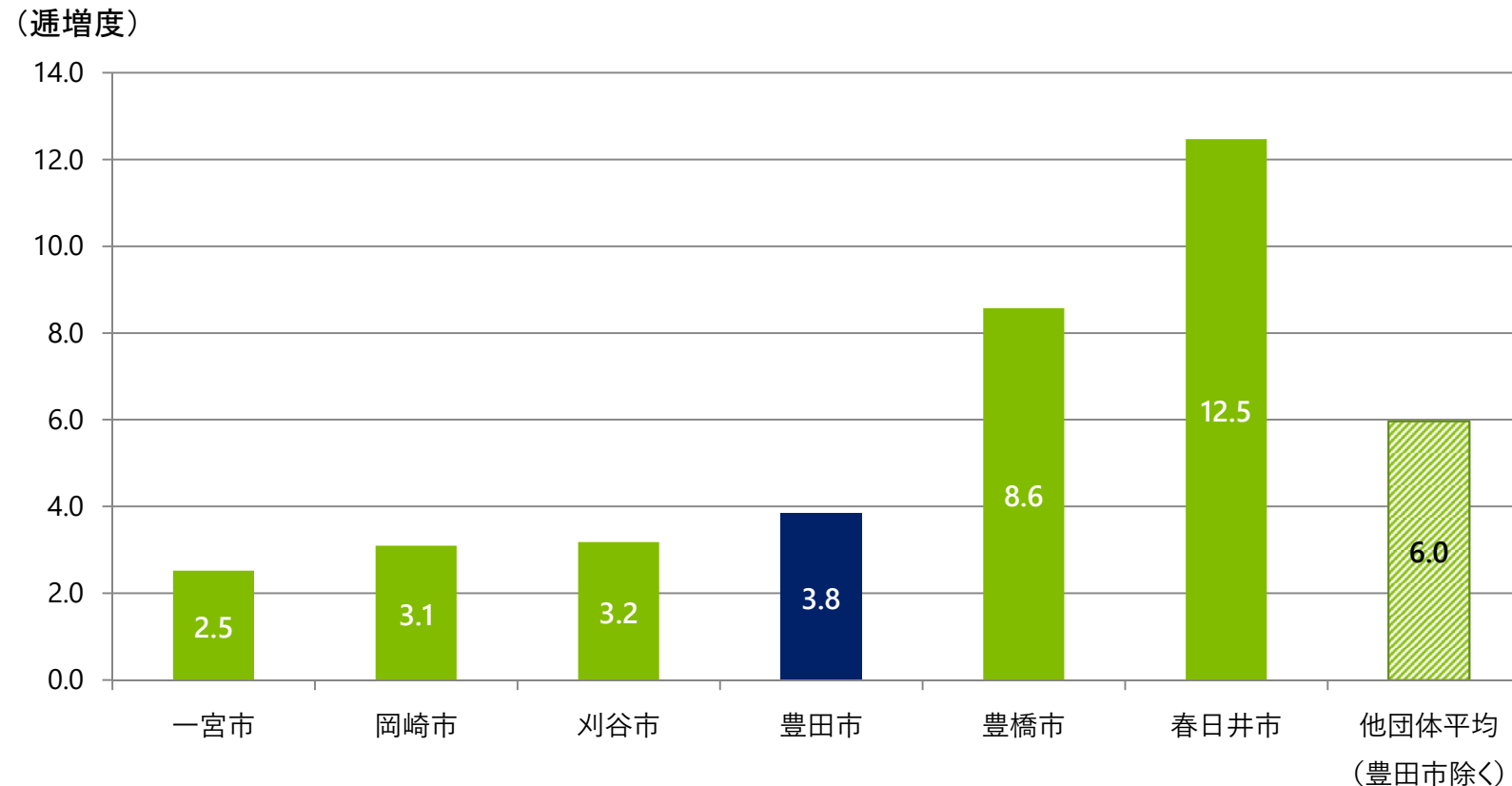
40口径から150口径まで



※ 30口径は刈谷市・岡崎市を、150口径は一宮市を除く

② 現行料金体系の分析について (参考) 従量料金の逓増度の他団体比較

従量料金の逓増度(※)は比較した他団体の中で4番目に低く、他団体平均6.0に対し3.8です



※ 逓増度の計算式は、(最高従量料金単価)÷(最低従量料金単価)を採用

■ 逓増度が高いほど、利用水量が異なる利用者間の負担の差が大きいと言えます

② 現行料金体系の分析について

(参考) 1か月あたり家庭用水道料金(県内団体比較)

1か月あたり20m³(20口径)使用した場合の水道料金を比較すると
県内43団体のうち19番目に位置しています

第1回審議会資料「水道料金調査」再掲



② 現行料金体系の分析について

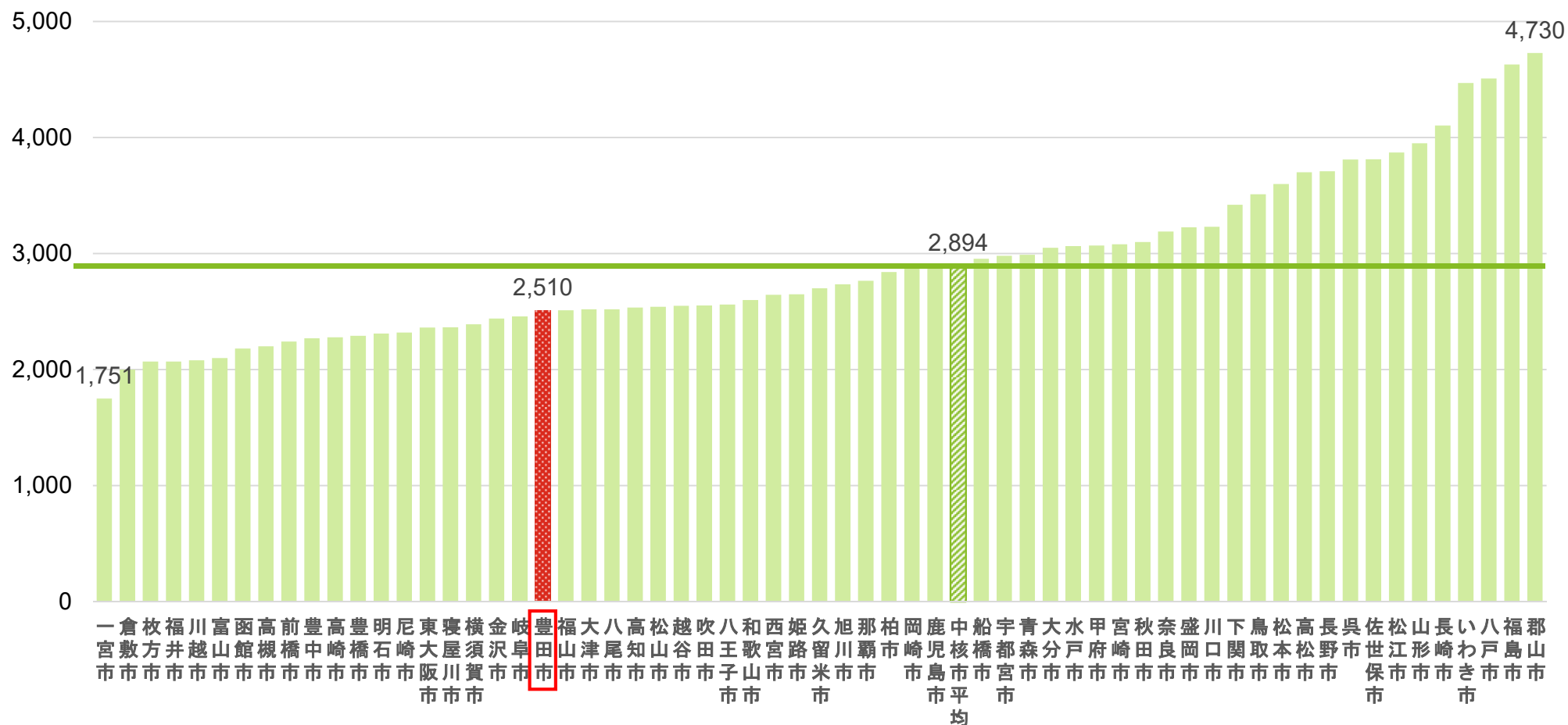
(参考) 1か月あたり家庭用水道料金(中核市比較)

1か月あたり20m³(20口径)使用した場合の水道料金を比較すると
中核市62団体のうち20番目に位置しています

第1回審議会資料「水道料金調査」再掲

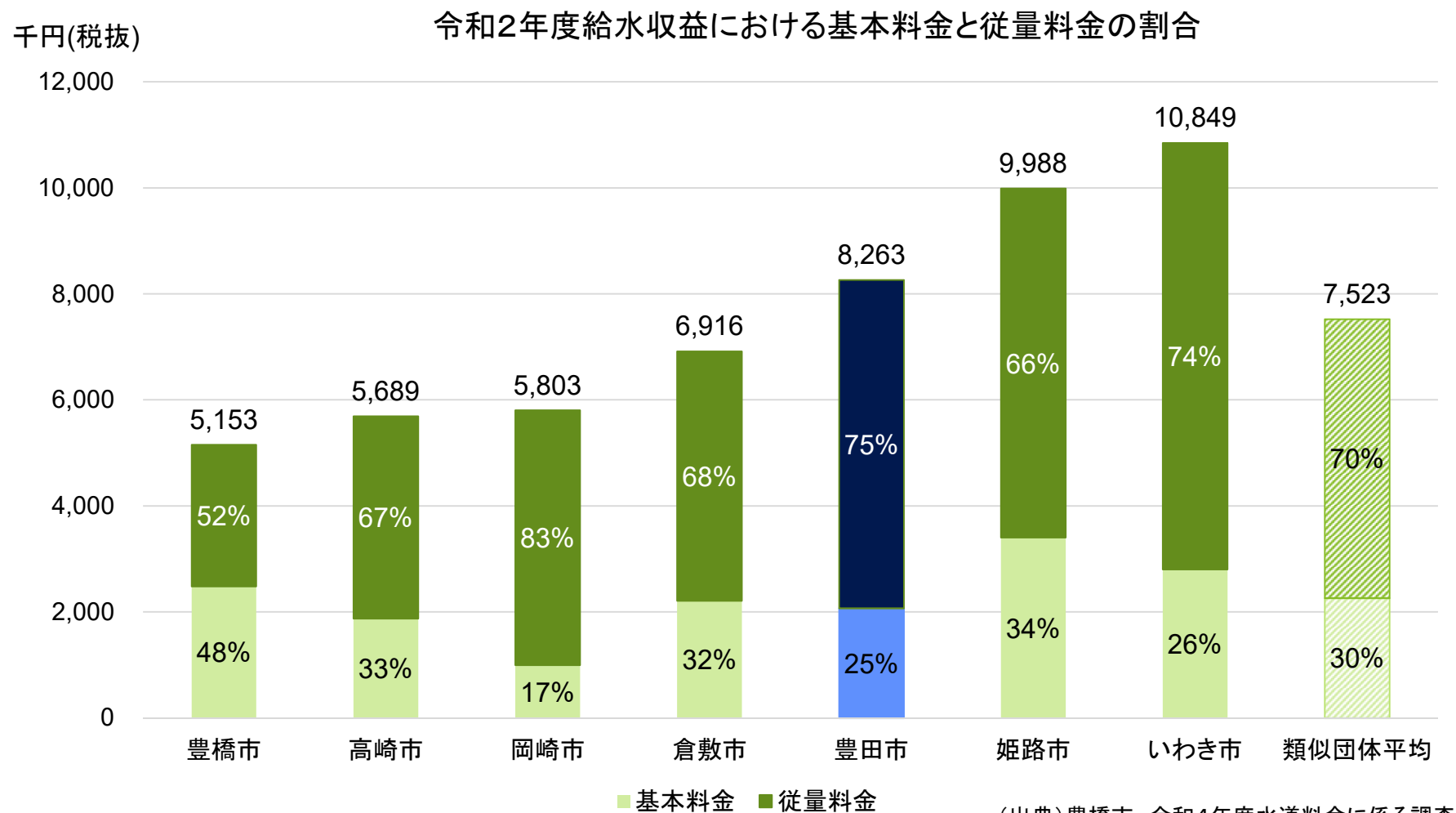
円(税抜)

令和2年度末時点



② 現行料金体系の分析について (参考) 水道料金(基本+従量)の類似団体比較

基本料金割合と従量料金割合を類似団体と比較した結果は以下の通りです



(出典) 豊橋市 令和4年度水道料金に係る調査

■ 基本料金と従量料金の割合を比較すると、それぞれ25%と75%となり、平均より従量料金割合は高くなっています。

③ 財政収支見通し

- (1) 前提条件の見直し(一般会計繰入金)
- (2) (1)を踏まえた財政収支見通し

③ 財政収支見直し (1) 前提条件の見直し

【一般会計繰入金】

見直しの経緯① 市町村合併、簡易水道事業の経営統合

- 本市水道事業は、平成17年に、市町村合併に伴い、藤岡町の上水道事業を経営統合。
- 国の「一市一水道」の方針に基づき、平成22年に4つの簡易水道事業(足助中央、足助西部、下山西部、下山南部)を経営統合、次いで平成29年に5つの簡易水道事業(小原、旭、稲武、足助東北部、下山)を経営統合。
- 経営統合前には、簡易水道事業は特別会計で運営されており、一般会計からの多大な繰入金を前提に、事業運営が成り立っていた経緯があります。

□旧簡易水道事業(特別会計) ……基準外繰入金約9億円水準

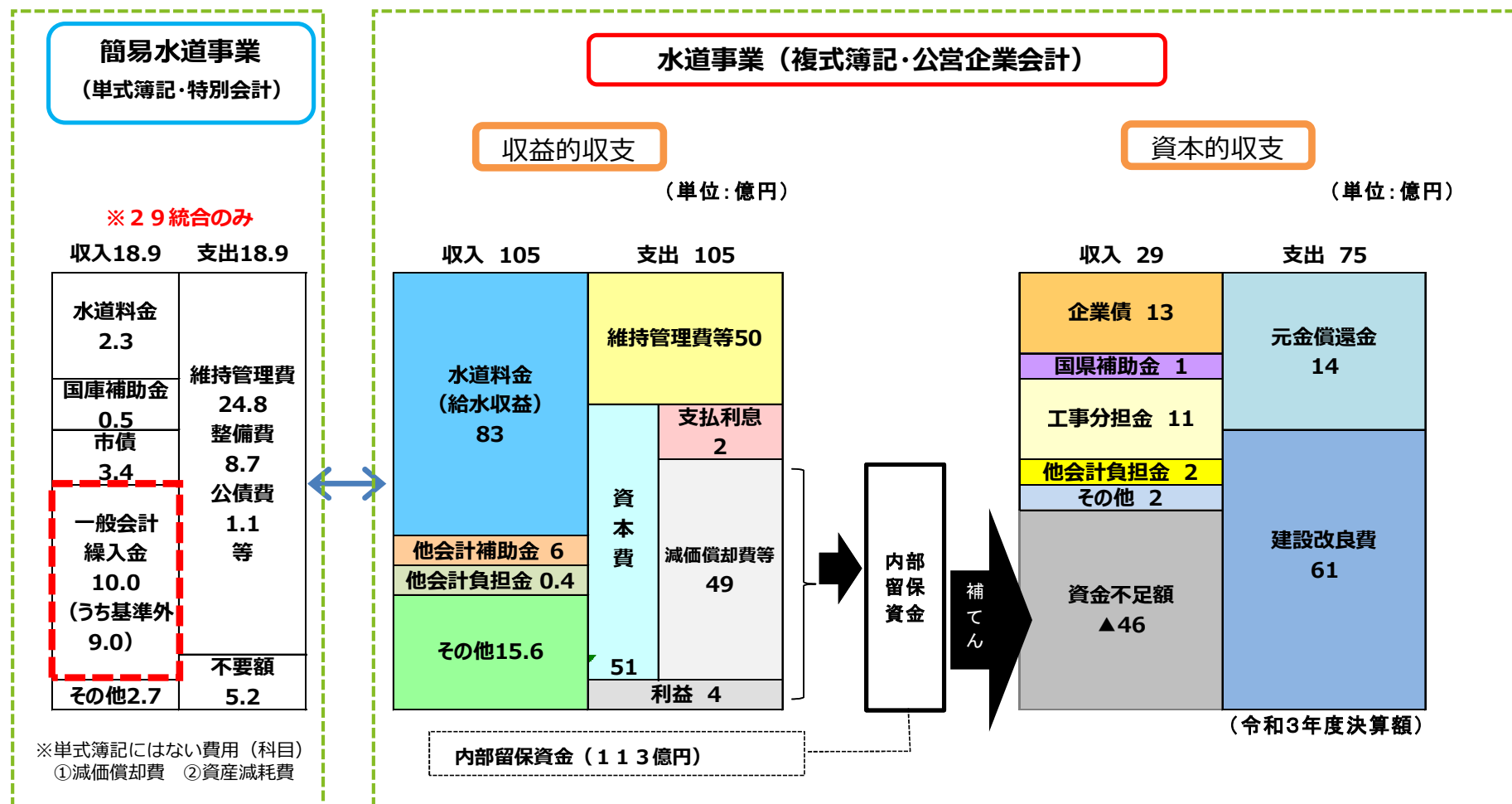
□統合後水道事業(公営企業会計) ……基準外繰入金約6億円水準

③ 財政収支見直し (1) 前提条件の見直し

【一般会計繰入金】

見直しの経緯① 市町村合併、簡易水道事業の経営統合

(参考)



③ 財政収支見直し (1) 前提条件の見直し

【一般会計繰入金】

見直しの経緯② 経費負担のあり方の再考

- 企業会計は独立採算制を原則としていますが、本市では、簡易水道事業を統合（22統合・29統合）した結果、一般会計からの多大な繰入金を前提に成立していた旧簡易水道事業の収支不足分が、現在の水道事業経営に大きく影響しています。
- 統合前の合理的な受益と負担に基づき成立していた水道事業会計の収支が、経営統合によって、健全性が大きく影響受ける状況となりました。
- その増大した原価をもって対価となすことは、それが受益者負担の原則に基づく公平性ある負担であると言い切るのは困難であると考えます。
- したがって、旧簡易水道事業の収支不足分等については一般財源で負担することが必要と判断しています。

③ 財政収支見直し

(1) 前提条件の見直し

平成22年度、29年度に統合した旧簡易水道地区について赤字補填として、一般会計補助金を**9億円/年**を繰り入れます（現状は、29年度統合分6億円のみ）

見直し

■ H22年、29年に統合した旧簡易水道事業地区の収益性は低く、今後も継続して毎年9億円程度の赤字が見込まれるため、**現状繰り入れている6億円に加えて、収支不足分として、一般会計補助金を毎年9億円繰り入れます。**

千円(税込)

数値の状況

2 2 統合地区						2 9 統合地区					
	H29決算	H30決算	R1決算	R2決算	R3決算		H29決算	H30決算	R1決算	R2決算	R3決算
総収益	350, 293	343, 804	315, 039	311, 095	305, 192	総収益	1, 218, 478	1, 200, 420	1, 177, 443	1, 136, 485	1, 102, 679
水道料金	177, 366	173, 299	169, 064	157, 772	175, 849	水道料金	267, 044	258, 107	264, 646	235, 639	245, 878
一般会計補助金	0	0	0	0	0	一般会計補助金	600, 000	600, 000	600, 000	600, 000	600, 000
一般会計補助金 (臨時)	0	0	0	15, 002	0	一般会計補助金 (臨時)	0	0	0	19, 952	0
一般会計負担金	34, 011	31, 513	28, 955	26, 333	23, 646	一般会計負担金	23, 925	23, 172	22, 260	21, 213	20, 025
長期前受金戻入	134, 169	138, 886	116, 926	111, 920	104, 418	長期前受金戻入	326, 819	318, 512	289, 952	257, 569	232, 918
その他	4, 747	106	94	68	1, 279	その他	690	629	585	2, 112	3, 858
総費用	659, 337	620, 269	590, 786	563, 393	505, 756	総費用	1, 264, 638	1, 274, 310	1, 224, 597	1, 159, 223	1, 139, 373
受 水 費	0	0	0	0	0	受 水 費	0	0	0	0	0
維持管理費	171, 384	136, 119	151, 094	161, 874	133, 701	維持管理費	399, 188	424, 404	445, 612	452, 481	475, 823
減価償却費	407, 022	378, 674	364, 688	344, 992	318, 856	減価償却費	795, 499	793, 634	711, 621	659, 148	622, 714
資産減耗費	12, 909	42, 449	17, 094	3, 861	5, 907	資産減耗費	22, 101	9, 929	22, 844	5, 167	785
支払利息	68, 022	63, 027	57, 910	52, 666	47, 292	支払利息	47, 850	46, 343	44, 520	42, 427	40, 051
収支不足額	▲ 309, 044	▲ 276, 465	▲ 275, 747	▲ 252, 298	▲ 200, 564	収支不足額	▲ 46, 160	▲ 73, 890	▲ 47, 154	▲ 22, 738	▲ 36, 694
22統合 収支不足平均	▲ 262, 824					29統合 収支不足平均	▲ 645, 327				
22統合 負担金R3	23, 646					29統合 負担金R3	20, 025				
						22・29統合 収支不足平均 合計	▲ 908, 151				

※決算数値に基づいているため、R2年度は減色の影響が加味されています

※決算数値に基づいているため、R2年度は減免の影響が加味されています。

H22統合、29統合の赤字分については、一般会計補助金にて補填します

③ 財政収支見通し

(2)(1)を踏まえた財政収支見通し

試算
前提

- 現行料金体系を維持
- 基準外繰入金は9億円
⇒旧簡易水道事業の22統合地区収支不足額(約3億円)を一般会計より追加補填する

✓ 8年後(R12年度)には経常的な収益的収支赤字、
且つ資金が枯渇することが見込まれます

R6年度以降、経常的な収益的収支の赤字

収益的収支(3条)

(単位:千円)

科目	年度	令和元年度 決 算	令和2年度 決 算	令和3年度 決 算	令和4年度 決 算 見 込	令和5年度 計 画	令和6年度 計 画	令和7年度 計 画	令和8年度 計 画	令和9年度 計 画	令和10年度 計 画	令和11年度 計 画	令和12年度 計 画
収入(A)		10,772,680	10,644,379	10,482,043	10,388,347	10,617,160	10,587,713	10,540,629	10,483,345	10,400,550	10,339,858	10,258,878	10,192,453
給水収益		8,463,342	7,678,105	8,263,196	8,200,302	8,140,710	8,081,664	8,023,162	7,957,129	7,891,724	7,826,939	7,762,765	7,699,201
支出(B)		10,265,745	10,112,079	10,072,855	10,201,680	10,603,787	10,802,423	10,797,609	10,914,448	11,086,100	11,194,407	11,293,948	11,444,038
当期純利益(C)=(A)-(B)		506,935	532,300	409,188	186,667	13,373	△ 214,710	△ 256,980	△ 431,103	△ 685,549	△ 854,548	△ 1,035,071	△ 1,251,586
令和6年度からの累積欠損金							△ 214,710	△ 471,690	△ 902,793	△ 1,588,342	△ 2,442,890	△ 3,477,961	△ 4,729,546

資本的収支(4条)

(単位:千円)

科目	年度	令和元年度 決 算	令和2年度 決 算	令和3年度 決 算	令和4年度 決 算 見 込	令和5年度 計 画	令和6年度 計 画	令和7年度 計 画	令和8年度 計 画	令和9年度 計 画	令和10年度 計 画	令和11年度 計 画	令和12年度 計 画
収入(D)		1,952,584	1,953,727	2,852,215	3,143,760	2,412,363	2,216,552	1,757,714	1,679,011	1,460,281	1,478,444	1,414,472	1,382,061
支出(E)		6,960,028	6,637,963	7,482,470	8,007,014	7,430,586	6,561,972	6,365,071	6,338,633	7,253,556	7,251,577	7,228,536	7,179,526
資本的収支不足額(F)=(D)-(E)		△ 5,007,444	△ 4,684,236	△ 4,630,255	△ 4,863,254	△ 5,018,223	△ 4,345,420	△ 4,607,357	△ 4,659,622	△ 5,793,275	△ 5,773,133	△ 5,814,064	△ 5,797,465

内部留保資金

(単位:千円)

科目	年度	令和元年度 決 算	令和2年度 決 算	令和3年度 決 算	令和4年度 決 算 見 込	令和5年度 計 画	令和6年度 計 画	令和7年度 計 画	令和8年度 計 画	令和9年度 計 画	令和10年度 計 画	令和11年度 計 画	令和12年度 計 画
内部留保資金(年度末残高)		12,109,255	11,670,165	11,347,099	10,416,467	9,360,036	8,860,757	8,164,180	7,344,057	5,356,222	3,352,548	1,271,883	△ 842,523

資金の枯渇

④ 料金水準について(平均改定率)

④ 料金水準について(平均改定率)

将来の財政収支見通し(再掲)

試算
前提

- 現行料金体系を維持
- 基準外繰入金は9億円
⇒旧簡易水道事業の22統合地区収支不足額(約3億円)を一般会計より追加補填する

✓ 8年後(R12年度)には経常的な収益的収支赤字、
且つ資金が枯渇することが見込まれます

R6年度以降、経常的な収益的収支の赤字

収益的収支(3条)

(単位:千円)

科目	年度	令和元年度 決 算	令和2年度 決 算	令和3年度 決 算	令和4年度 決 算 見 込	令和5年度 計 画	令和6年度 計 画	令和7年度 計 画	令和8年度 計 画	令和9年度 計 画	令和10年度 計 画	令和11年度 計 画	令和12年度 計 画
収入(A)		10,772,680	10,644,379	10,482,043	10,388,347	10,617,160	10,587,713	10,540,629	10,483,345	10,400,550	10,339,858	10,258,878	10,192,453
給水収益		8,463,342	7,678,105	8,263,196	8,200,302	8,140,710	8,081,664	8,023,162	7,957,129	7,891,724	7,826,939	7,762,765	7,699,201
支出(B)		10,265,745	10,112,079	10,072,855	10,201,680	10,603,787	10,802,423	10,797,609	10,914,448	11,086,100	11,194,407	11,293,948	11,444,038
当期純利益(C)=(A)-(B)		506,935	532,300	409,188	186,667	13,373	△ 214,710	△ 256,980	△ 431,103	△ 685,549	△ 854,548	△ 1,035,071	△ 1,251,586
令和6年度からの累積欠損金							△ 214,710	△ 471,690	△ 902,793	△ 1,588,342	△ 2,442,890	△ 3,477,961	△ 4,729,546

資本的収支(4条)

(単位:千円)

科目	年度	令和元年度 決 算	令和2年度 決 算	令和3年度 決 算	令和4年度 決 算 見 込	令和5年度 計 画	令和6年度 計 画	令和7年度 計 画	令和8年度 計 画	令和9年度 計 画	令和10年度 計 画	令和11年度 計 画	令和12年度 計 画
収入(D)		1,952,584	1,953,727	2,852,215	3,143,760	2,412,363	2,216,552	1,757,714	1,679,011	1,460,281	1,478,444	1,414,472	1,382,061
支出(E)		6,960,028	6,637,963	7,482,470	8,007,014	7,430,586	6,561,972	6,365,071	6,338,633	7,253,556	7,251,577	7,228,536	7,179,526
資本的収支不足額(F)=(D)-(E)		△ 5,007,444	△ 4,684,236	△ 4,630,255	△ 4,863,254	△ 5,018,223	△ 4,345,420	△ 4,607,357	△ 4,659,622	△ 5,793,275	△ 5,773,133	△ 5,814,064	△ 5,797,465

内部留保資金

(単位:千円)

科目	年度	令和元年度 決 算	令和2年度 決 算	令和3年度 決 算	令和4年度 決 算 見 込	令和5年度 計 画	令和6年度 計 画	令和7年度 計 画	令和8年度 計 画	令和9年度 計 画	令和10年度 計 画	令和11年度 計 画	令和12年度 計 画
内部留保資金(年度末残高)		12,109,255	11,670,165	11,347,099	10,416,467	9,360,036	8,860,757	8,164,180	7,344,057	5,356,222	3,352,548	1,271,883	△ 842,523

資金の枯渇

④ 料金水準について(平均改定率)

料金水準設定の
前提

- ・料金算定期間において収支均衡であること
- ・必要な内部留保資金が確保できる見通しであること

パターン	平均 改定率	特徴						
		水道事業			市民			
		経営の安定性		その他	使用者負担	その他		
		利益	内部留 保資金	モニタリング	水道料金	改定数	更なる支出抑 制の料金への 反映	
① 2期8年を 算定期間と する	16.3%	確保	確保	不可	—	1回	不可	P30
② 1期4年を 算定期間と する	5.5% (R9以降 16.3%)	確保	確保	可	段階的な負担増	2回	可	P31

急激な負担増の回避やモニタリングの必要性の考慮、さらなる支出抑制の検討を考慮するため
令和5年から8年を算定期間とします。

(令和9年以降は、改定を前提にしつつ、改定率はモニタリング結果をもとに再算定)

④ 料金水準について(平均改定率)

将来の財政収支シミュレーション(パターン①算定期間:2期8年)

試算
前提

- 料金算定期間において収支均衡であること
- 必要な内部留保資金が確保できる見通しであること

パターン①:1段階の料金改定

- ✓ 4年に1度、料金改定を検討しているが、
2回分(8年間)は一度の料金改定とする

パターン②:段階的な料金改定

- ✓ 4年ごとに料金改定を実施し、**8年間で2回の料金改定とする**

16.3%の改定

収益的収支(3条)

(単位:千円)

科目	年度	令和元年度 決 算	令和2年度 決 算	令和3年度 決 算	令和4年度 決 算 見 込	令和5年度 計 画	令和6年度 計 画	令和7年度 計 画	令和8年度 計 画	令和9年度 計 画	令和10年度 計 画	令和11年度 計 画	令和12年度 計 画
収入(A)		10,772,680	10,644,379	10,482,043	10,388,347	11,944,095	11,905,024	11,848,404	11,780,357	11,686,901	11,615,649	11,524,208	11,447,422
給水収益		8,463,342	7,678,105	8,263,196	8,200,302	9,467,645	9,398,975	9,330,937	9,254,141	9,178,075	9,102,730	9,028,095	8,954,170
支出(B)		10,265,745	10,112,079	10,072,855	10,201,680	10,603,787	10,802,423	10,797,609	10,914,448	11,086,100	11,194,407	11,293,948	11,444,038
当期純利益(C)=(A)-(B)		506,935	532,300	409,188	186,667	1,340,308	1,102,601	1,050,795	865,909	600,802	421,243	230,259	3,383

資本的収支(4条)

(単位:千円)

科目	年度	令和元年度 決 算	令和2年度 決 算	令和3年度 決 算	令和4年度 決 算 見 込	令和5年度 計 画	令和6年度 計 画	令和7年度 計 画	令和8年度 計 画	令和9年度 計 画	令和10年度 計 画	令和11年度 計 画	令和12年度 計 画
収入(D)		1,952,584	1,953,727	2,852,215	3,143,760	2,412,363	2,216,552	1,757,714	1,679,011	1,460,281	1,478,444	1,414,472	1,382,061
支出(E)		6,960,028	6,637,963	7,482,470	8,007,014	7,430,586	6,561,972	6,365,071	6,338,633	7,253,556	7,251,577	7,228,536	7,179,526
資本的収支不足額(F)=(D)-(E)		△ 5,007,444	△ 4,684,236	△ 4,630,255	△ 4,863,254	△ 5,018,223	△ 4,345,420	△ 4,607,357	△ 4,659,622	△ 5,793,275	△ 5,773,133	△ 5,814,064	△ 5,797,465

内部留保資金

(単位:千円)

科目	年度	令和元年度 決 算	令和2年度 決 算	令和3年度 決 算	令和4年度 決 算 見 込	令和5年度 計 画	令和6年度 計 画	令和7年度 計 画	令和8年度 計 画	令和9年度 計 画	令和10年度 計 画	令和11年度 計 画	令和12年度 計 画
内部留保資金(年度末残高)		12,109,255	11,670,165	11,347,099	10,416,467	10,686,971	11,505,003	12,116,201	12,593,090	11,891,606	11,163,723	10,348,388	9,488,951

④ 料金水準について(平均改定率)

将来の財政収支シミュレーション(パターン②算定期間:1期4年)

試算前提

- 料金算定期間において収支均衡であること
- 必要な内部留保資金が確保できる見通しであること

パターン①:1段階の料金改定

- ✓ 4年に1度、料金改定を検討しているが、
2回分(8年間)は一度の料金改定とする

パターン②:段階的な料金改定

- ✓ 4年ごとに料金改定を実施し、**8年間で2回の料金改定とする**

5.5%の改定

16.3%の改定

収益的収支(3条)

(単位:千円)

科目	年度	令和元年度 決 算	令和2年度 決 算	令和3年度 決 算	令和4年度 決 算 見 込	令和5年度 計 画	令和6年度 計 画	令和7年度 計 画	令和8年度 計 画	令和9年度 計 画	令和10年度 計 画	令和11年度 計 画	令和12年度 計 画
収入(A)		10,772,680	10,644,379	10,482,043	10,388,347	11,064,899	11,032,204	10,981,902	10,920,987	11,686,901	11,615,649	11,524,208	11,447,422
給水収益		8,463,342	7,678,105	8,263,196	8,200,302	8,588,449	8,526,155	8,464,435	8,394,771	9,178,075	9,102,730	9,028,095	8,954,170
支出(B)		10,265,745	10,112,079	10,072,855	10,201,680	10,603,787	10,802,423	10,797,609	10,914,448	11,086,100	11,194,407	11,293,948	11,444,038
当期純利益(C)=(A)-(B)		506,935	532,300	409,188	186,667	461,112	229,781	184,293	6,539	600,802	421,243	230,259	3,383

資本的収支(4条)

(単位:千円)

科目	年度	令和元年度 決 算	令和2年度 決 算	令和3年度 決 算	令和4年度 決 算 見 込	令和5年度 計 画	令和6年度 計 画	令和7年度 計 画	令和8年度 計 画	令和9年度 計 画	令和10年度 計 画	令和11年度 計 画	令和12年度 計 画
収入(D)		1,952,584	1,953,727	2,852,215	3,143,760	2,412,363	2,216,552	1,757,714	1,679,011	1,460,281	1,478,444	1,414,472	1,382,061
支出(E)		6,960,028	6,637,963	7,482,470	8,007,014	7,430,586	6,561,972	6,365,071	6,338,633	7,253,556	7,251,577	7,228,536	7,179,526
資本的収支不足額(F)=(D)-(E)		△ 5,007,444	△ 4,684,236	△ 4,630,255	△ 4,863,254	△ 5,018,223	△ 4,345,420	△ 4,607,357	△ 4,659,622	△ 5,793,275	△ 5,773,133	△ 5,814,064	△ 5,797,465

内部留保資金

(単位:千円)

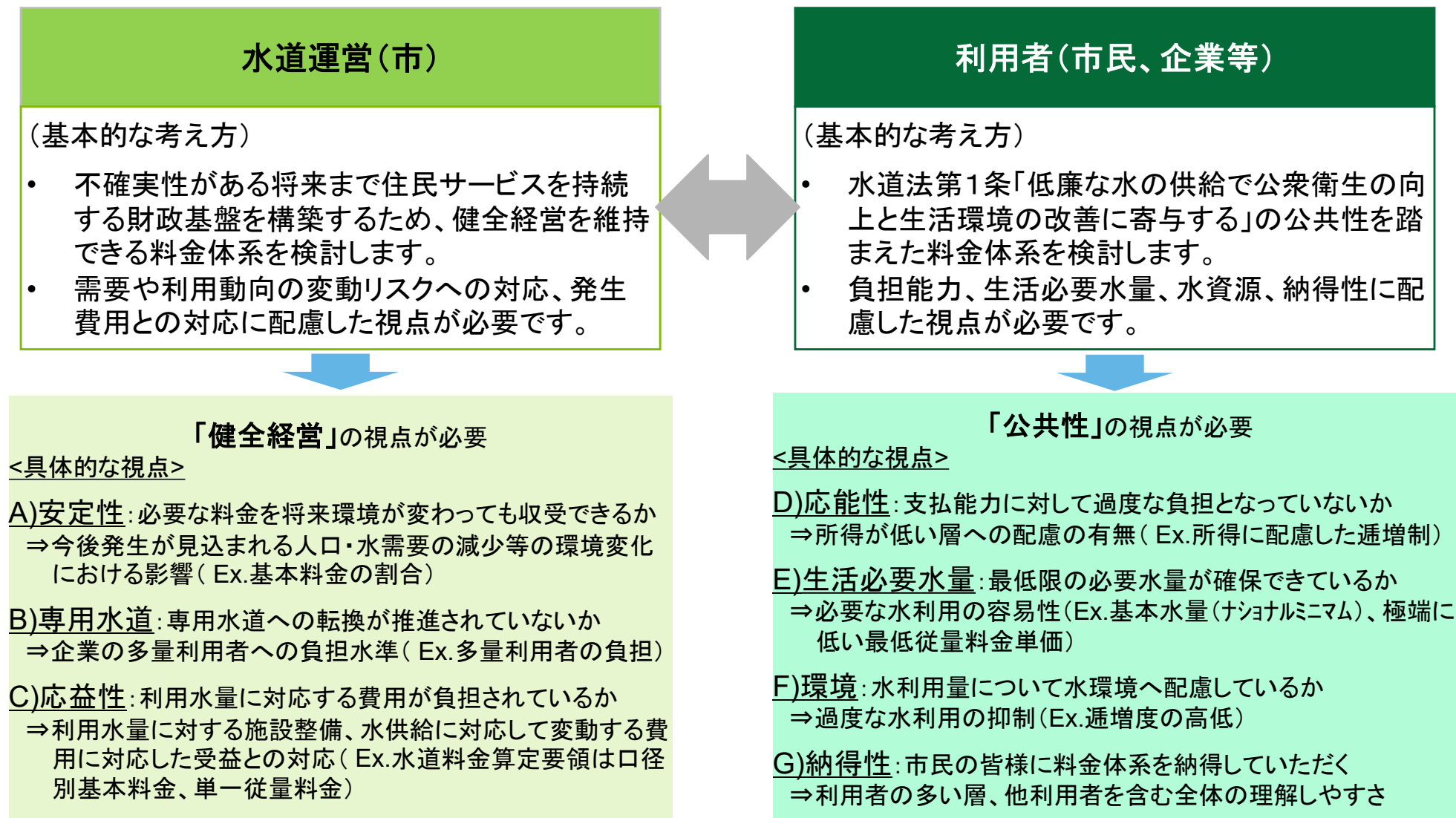
科目	年度	令和元年度 決 算	令和2年度 決 算	令和3年度 決 算	令和4年度 決 算 見 込	令和5年度 計 画	令和6年度 計 画	令和7年度 計 画	令和8年度 計 画	令和9年度 計 画	令和10年度 計 画	令和11年度 計 画	令和12年度 計 画
内部留保資金(年度末残高)		12,109,255	11,670,165	11,347,099	10,416,467	9,807,775	9,752,987	9,497,683	9,115,202	8,413,718	7,685,835	6,870,500	6,011,063

⑤ 料金改定案の考え方

⑤ 料金改定案の考え方

水道料金体系の基本的な考え方

水道料金は、水道運営側(市)と利用者側(市民・企業等)の両面を考慮する必要があります。



⑤ 料金改定案の考え方

水道料金体系の基本的な考え方

(参考) 各視点における本市の現状と全国的な傾向については以下の通りです。

検討項目	視点	本市の現状(他団体比較等)	全体傾向等
① 基本料金収入と従量料金収入の割合	A)安定性	基本料金割合25.6%である	基本料金の割合に考慮すべき方向性が示され、比重を高めるトレンドにある
② 基本水量の採用	E)生活必要水量	設定していない	本市は昭和44年までは基本水量設定。基本料金と従量料金を基本とするトレンド
③ 口径別基本料金 (家庭用と事業用の相違等)	C)応益性	本市は口径は9区分(13・20・25・30・40・50・75・100・150各mm)。利用戸数の多い20口径の基本料金は比較団体平均より低い。20口径以外は比較団体平均より高い。	各自治体毎に設定
④-1 従量料金通増度	B)専用水道 F)環境、 G)納得性 (多量利用層)	本市水量料金4区画(81円・161円・241円・311円)の通増度は比較団体平均より低い	専用水道転換を防止するため、最高従量料金単価の過度な引き上げを抑制するトレンドにある
④-2 最低従量単価	D)応能性 E)生活必要水量	25口径までの最低従量単価は81円(20m ³ まで)。他団体では、春日井市は10m ³ まで19円、ただし超過は103円(20m ³ まで)	基本水量廃止に伴い、最低従量単価を引き下げる事例もある
⑤ 水量区画	D)応能性 E)生活必要水量	4区画(25口径以下の場合)、比較団体(4～6区画)と同程度の区画	算定要領に基づき水量区画を概ね3から5段階の設定している自治体が多いが、⑤に関連する見直しもある
⑥ 口径別従量料金の採用	G)納得 (全体)	25口径以下は、81円・161円・241円・311円の4区画。30～40口径は3区画、50～75口径は2区画、100口径以上は1区画	各自治体毎に設定
⑦ 用途別料金の採用	G)納得 (全体)	設定していない(比較5団体中4団体は公衆浴場用や臨時用などを設定)	各自治体毎に設定

⑤ 料金改定案の考え方

基本的な考え方(事務局案)

基本的な考え方(事務局案)は以下の通りです。

経営の安定性

- 今後想定される人口減少や社会情勢の変化に対応しながら、将来にわたって、市民に安全・安心な水道水をお届けすることができるよう老朽化更新はじめ水道の基盤強化が促進され、かつ安定的な経営が実現できる料金とします。

公平性と 一般家庭の 負担抑制

- 料金改定による市民の負担増を可能な限り抑えるとともに、日常生活に必要な水道水を、市民に安心して利用いただけるよう、現行の料金体系における一般家庭への負担抑制を維持します。
- 上記を考慮しながら、負担の公平性について、慎重に判断します。

⑤ 料金改定案の考え方

検討項目ごとの現状や検討方針案

項目ごとの検討方針案は以下の通りです。

検討項目	現状	検討方針(案)
① 基本料金収入と 従量料金収入の 割合	基本料金の割合を高めることで、水需要に影響されにくく、企業経営が安定的に行いやすくなるとされています。	水需要の減少による従量料金の減少が見込まれるなか、経営の安定を図る観点から、水需要に影響されにくい基本料金割合は引き上げる方向で検討します。(現行25.6%)
② 基本水量	- 水道料金算定要領では基本水量を付与する料金体系は漸進的に解消するものとするに記載されています。 - 豊田市は基本水量は設定していません。	新しい料金体系でも設定しない方向で検討します。
③ 口径別 基本料金	各口径ごとに必要となる費用や需要実態等を勘案し設定しています。	①での基本料金収入と従量料金収入の割合を検討した後、検討した水準を確保するため各口径へ基本料金を配賦します。 - 各口径に配賦する際は、各口径ごとに必要となる費用や需要実態等を勘案します。具体的には、水道料金算定要領の算出方法を基に決定し、必要に応じて調整を検討します。

④ 料金改定案の考え方

検討項目ごとの現状や検討方針案②

検討項目	現状	検討方針(案)
④ 従量料金の逡増度 (最低従量単価)	・ 従量料金の逡増度について、豊田市では他団体平均より低くなっています。 ・ また、最高従量料金単価は他団体平均より高くなっています。	・ 料金改定により、過度な負担増とならないよう配慮し、現行体系維持を意識して、従量料金単価は同一額の値上げを検討します。 ・ 負担を過度に特定の使用者に偏らせ、逡増度が大きく引き上がる事が無いよう、引き上げ幅は慎重に検討します。
⑤ 水量区画	・ 水道料金算定要領の参考資料では、水量区画を概ね3から5段階とし、需要実態等を考慮して料金単価を決定することとされています。 ・ 豊田市の水量区画は4段階	・ 本市の4段階の水量区画は、水道料金算定要領で示されている概ね3から5段階に沿っており、現状の維持は妥当であると考えます。
⑥ 口径別の従量料金	・ 豊田市では、口径別に従量料金(水量料金)を設定しています。 ・ 使用水量に応じた負担である従量料金は、口径等に関わらず均一が望ましいものとされています。	・ 現行の口径別の水量料金を前提に、料金改定により、利用者間で過度な負担の偏りとならないよう配慮します。
⑦ 用途別料金の検討	・ 豊田市は設定なし	・ 用途別料金ではなく、口径別、使用水量の区分に応じた料金設定の現料金体系を継続します。